

公取中部だより 消費生活ダイジェスト

〈令和4年1月～3月の活動状況〉

問い合わせ先：公正取引委員会中部事務所総務課 [Tel:052-961-9421](tel:052-961-9421)（直）

景品表示法を中心に、公正取引委員会中部事務所の取組を御紹介します。

※中部事務所は消費者庁と協力して相談受付、事件調査、広報活動を行っています。

1. 消費生活講座：しんきんコラボ産学官M i eへの講師派遣

実際に事業を営み、表示や景品の提供を行う事業者等に対して、独占禁止法及び景品表示法の概要、最近の違反事例を紹介しました。特に、事業者として、不当表示や過大な景品の提供を行わないようにするための留意点を説明しました。参加者からは、独占禁止法や景品表示法について理解が深まったといった感想をいただきました。

令和3年度において、消費生活講座は、主に、法学部や経済学部といった法律系、経済系の学部だけでなく、家政学部や生活環境学部といった様々な学部にて実施させていただきました。説明に当たっては、これらの学部やその就職先と考えられる業種に応じて、紹介する規定や違反事例等をカスタマイズすることで、参加学生に独占禁止法及び景品表示法により興味・

関心をもっていただくことができました。

令和4年度も、法律や経済を専攻とする学部はもちろん、その他の学部においても積極的に講座を実施し、将来の社会経済の担い手となる学生に独占禁止法及び景品表示法について普及・啓発していきたいと考えております。

2. 景品表示法に基づく調査及び指導

公正取引委員会は、消費者庁長官からの委任を受け、景品表示法の規定に違反する疑いのある行為について必要な調査等を行っています。そして、消費者庁長官は、これら調査等を踏まえ、措置命令を行う（法第7条第1項）ほか、違反のおそれのある行為等がみられた場合には関係事業者に対して指導を行っています。

中部事務所が調査を行い、令和4年1月～3月の期間中に指導が行われた案件は以下の2件です。

ア （原産国告示（法第5条第3号））

A社は、防犯カメラ（以下「本件商品」という。）を販売するに当たり、自社ウェブサイト等において、日本製等と表示することにより、あたかも本件商品の原産国が日本であるかのように表示していた。このため、

この表示は、本件商品の原産国が〇〇国であることを一般消費者が判別することが困難であると認められるものであった。

※関連違反事例

食品、生活用品等の原産国表示に対する措置命令（令和３年９月３日）

URL : <https://www.caa.go.jp/notice/entry/025535/>

イ （過大な景品の提供（法第４条））

B 社は、コンタクトレンズの販売に関して、定期購入契約をした者に対して、もれなく眼鏡を提供することを企画（以下「本件企画」という。）し、これを実施した。

これは、本件企画により提供することができる景品類の限度額●●円を超えるものであった（総付景品）。

※景品規制について

URL : https://www.caa.go.jp/policies/policy/representation/fair_labeling/premium_regulation/

3. 令和４年度消費者セミナーについて

中部事務所では、毎年、県・市区町村が主催する消費者向け講座等に職員を講師として派遣し、公正取引委員会の役割のほか景品表示法の概要や違反事例等について説明するセミナーを実施しています。クイズや実際の

違反事例の紹介を交えて分かりやすく説明いたします。ぜひお申し込みください。

申込み先等については公正取引委員会中部事務所のホームページで御案内しています。

URL: https://www.jftc.go.jp/regional_office/chubu/seminar.html

4. その他

現在，新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため，御相談は原則
電話で対応しております。景品表示法に関しては，以下の番号に電話して
いただくようお願いいたします。

内容	担当課	電話
(1)景品表示法についての相談 (2)景品表示法に違反すると思われる事実についての 情報提供・調査依頼	取引課	052-961-9423

中部事務所の活動概況

令和3年12月、内閣官房、公正取引委員会など関係省庁が連携し、「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」を取りまとめました。中小企業等で賃上げの原資が確保されるためには、労務費、原材料費、エネルギーコストといったコストの上昇分を適切に転嫁できる取引環境を整備することが重要であるからです。

中部事務所では、この施策パッケージに則り、中小企業関係団体とのオンライン懇談会等を各県で開催し、公正取引委員会の取組を御説明するとともに、中部事務所への相談や申告のしやすさなどについて意見交換を行いました。

また、実際に中小企業等でお役に立てていただけるものとして、①不当なしわ寄せに関する下請相談窓口（フリーダイヤル 0120-060-110）、②匿名で親事業者に関する情報を提供できる「違反行為情報提供フォーム」、③下請法上の「買いたたき」の解釈の明確化、について周知に当たりました。

事務所の運営に関しては、新型コロナウイルス感染症が再度拡大したため、事務所の機能が停止することのないよう改めて対策をとりました。その一環として、テレワークと組み合わせた「2班体制でのローテーション勤務」を実施しています。また、予め、万一の際には、以前その課で勤務したことのある職員がそ

の課を支援することとしました。

令和3年度を振り返りますと、中部事務所では、Webを活用した説明会等の開催や講師派遣も通じて、約8千名（前年度の2.3倍）の方々に、独占禁止法、下請法、入札談合等関与行為防止法、景品表示法等についてお話をさせていただきました。令和4年度も引き続き、関係者・関係団体のお力添えを賜りつつ、積極的に取り組んで参ります。是非、御利用、御参加ください。